

各提案等における流通円滑化策についての比較

| | タイプA(※) | タイプB | タイプC | タイプD | |
|-----------|---|---|--|--|--|
| 目的 | ネットワーク上で著作物を互いに自由に利活用しあうような環境の担保を含め、複数システムの構築 | 著作権以外の多様な権利関係も含め、取引を円滑に成立させるための法制度の確立 | 流通を最大化し、コンテンツの資産価値を最大化するための安定的な取引の実現 | 著作権以外の多様な権利関係も含め、デジタルコンテンツの円滑な利用促進を実現 | |
| 対象 | 権利者が上記の環境に置くと判断したコンテンツ | 商業利用されるデジタルコンテンツ | 広く流通させることで収益を図るコンテンツ | デジタルコンテンツ(アナログのコンテンツをデジタル化したものを含む) | |
| 登録 | 制度の有無 | — | ○ | ○ | |
| | 登録の性格や制度の利用の判断を行う者 | (・権利者明確化の一手段として検討すべき) | ・特別法の対象を区別する手段としての登録 ・権利者が、「写り込み」を除いて、関係の権利処理を行った上で登録を行う。 | ・権利者とは別にコンテンツの管理者を1人に明確化 ・利用条件の定型化(明確な定めがない場合には推定) ・登録内容に公信力 ・権利者がコンテンツの管理者を定めて登録を行う。関係権利者の合意が前提だが、適宜、異議申立てにより調整。 | ・利用するため及び利用を許諾あるいは不可とするための登録 ・デジタルコンテンツの利用を希望する者が利用方法等を登録する。権利者等も、利用方法等や利用不可について登録する。 |
| その他の規定の内容 | 改変・二次著作 | — | ○ | ○(許諾したもののみならず) | ○(不合理でない限り裁定) |
| | フェアユース | ○ | ○ | — | ○ |
| | 強制許諾等 | ○ (権利者明確化のため、裁定制度の利用促進や米国式 オフワークス 法) | △ (「写り込み」については利用許諾があったものと推定) | ○ (登録された利用条件に従った利用は、許諾が必須) | ○ (基本的にはコンテンツを登録することにより利用可能) |
| | 利用条件の調整 | — | ○(裁定) | ○(裁定) | ○(仲裁) |
| | 権利保護の実効化 | — | ・市場を監視・摘発する専門の機関を設立し、常時監視 | ・非親告罪化 | ・市場を監視・摘発する専門の機関を設立し、常時監視することも考慮 ・損害額算定等の特則の見直し |
| | その他 | ・権利放棄等の法制度の位置づけの明確化や、効力の法的担保などの検討 | | | |

※ タイプAは、多額な投資の回収が不可欠な著作物を対象にした円滑な利活用と実効的な保護なども含んだ複線化システムを想定しているが、著作物を自由に利活用しあう環境の担保の側面を特に記載している。

※ 各欄の記載は、検討途上のものを含んでいる。また、表中の「—」は、制度の採用の否定ではなく、モデルとした案からは特に確定できないものである。